

(様式1)  
審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	漁政課	検索番号	1 - 1 2
法令名	水産業協同組合法	根拠条項	4 8 - 2		
許認可等	漁業協同組合の定款変更の認可				
(根拠規定) 水産業協同組合法第48条第2項 定款の変更(軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない					
(許認可等の基準) 漁業協同組合模範定款例(平成12年4月3日伺定め:水産業協同組合模範定款例の改正について(昭和46年9月17日付46水漁第6357号水産庁長官通知)に準拠)  当該模範定款例の内容に適合していること。					
(その他)					